

平成29年度 保育料について

●平成29年度保育料（月額）徴収基準額表

(円)

市民税	階層	定義（課税状況）		3歳以上児		3歳未満児	
				短時間保育	標準時間保育	短時間保育	標準時間保育
所得割なし	1	生活保護世帯		0	0	0	0
	2	非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	3			4,000	5,500	6,000	7,500
	4	均等割のみ世帯	ひとり親世帯等	4,000	4,750	5,500	6,250
	5			9,000	10,500	12,000	13,500
所得割額	6	48,600未満	ひとり親世帯等	5,750	6,000	7,250	8,000
	7			13,000	14,500	15,500	17,000
	8	48,600以上 63,000未満		16,000	17,500	20,000	21,500
	9	63,000以上 79,000未満		17,000	18,500	21,000	22,500
	10	79,000以上 97,000未満		21,000	22,500	26,000	27,500
	11	97,000以上 119,000未満		25,000	26,500	32,000	33,500
	12	119,000以上 144,000未満		27,000	28,500	35,000	36,500
	13	144,000以上 169,000未満		29,000	30,500	41,000	42,500
	14	169,000以上 219,000未満		30,000	31,500	47,000	48,500
	15	219,000以上 265,000未満		31,000	32,500	53,000	54,500
	16	265,000以上 301,000未満		32,000	33,500	56,000	57,500
	17	301,000以上 397,000未満		32,500	34,000	60,000	61,500
	18	397,000以上		33,000	34,500	63,000	64,500

※ 両親とも市民税が非課税の場合、同居している方の収入を含めて保育料を算定します。

※ 表中の税額を計算する場合には、次の控除は適用しません。（控除前の税額によります）

・配当控除 ・外国税控除額 ・住宅取得(特別)控除 ・寄附金控除

※ 児童の年齢区分は、年度途中で入園した場合でも平成29年4月1日現在の年齢によります。

保育料算定の特例

◇ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等で保育料の軽減を希望する方は、添付書類を提出してください。

該当者	希望する時の添付書類	軽減時の額、及び割合
児童扶養手当を受給している 母子・父子世帯	・児童扶養手当証書の写し	8、9階層→3歳以上児は6,000円 3歳未満児は9,000円 10階層以上→各階層の1/2
在宅障がい児(者)のいる世帯 ・「在宅障がい児(者)」とは、次のいずれかに該当する方で…身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者	・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者は、それぞれ証明されたものの写し	8、9階層→3歳以上児は6,000円 3歳未満児は9,000円 10階層以上→軽減なし(ただし、園児本人が障がい児の場合は、各階層の1/2)
その他、市長が特に必要と認めた者 (罹災世帯など)	・保育料減免申請書 ・減免対象になることを証明する書類	世帯状況に応じて決定

保育料の階層が9階層以下の上記のひとり親世帯等の特例に該当する世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子以降は無料になります。

※ 保育料の軽減に該当する世帯であっても添付書類がない場合、保育料は軽減されません。

また、添付書類は年度ごとに必要です。年度途中で軽減を希望した場合は、申請した翌月から軽減となります。

◇多子世帯の特例

生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第3子以降の保育料は無料になります。

保育料の階層が8階層以下の世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子の保育料が1/2(ただし、保育料の階層が3階層以下は無料)になります。

◇複数児童入園の特例

保育料の階層が9階層以上の世帯で子どもが2人以上保育所、幼稚園または認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児早期治療施設通所部に入所または放課後等デイサービスを利用している場合は、通所の2人目の保育料が1/2になります。